

は し が き

この環境白書は、福井県環境基本条例第 12 条の規定に基づき、
県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかに
にするものです。

(参考) 福井県環境基本条例
(環境白書)

第 12 条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する
施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を
毎年作成し、公表しなければならない。